

教員養成・研修高度化事業推進部会設置要項

平成25年6月3日

京阪奈三教育大学
連携推進協議会決定

(設置)

第1条 京阪奈三教育大学連携推進協議会設置要項第8条の定めるところにより、教員養成高度化と教職生活全体を通じた学びを継続的に支援するシステムをリージョナル・レベル（京阪奈地域）においてモデル構築するため、三教育大学に設置する「教員養成高度化連携拠点」（京都教育大学は「教職キャリア高度化センター」、大阪教育大学は「教員養成高度化センター」、奈良教育大学は「次世代教員養成センター」を指し、以下「連携拠点」という。）間の連携、調整及び事業の推進を目的として、教員養成・研修高度化事業推進部会（以下「推進部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進部会は、連携拠点における教員養成・研修高度化事業の推進方策について協議する。

(組織)

第3条 推進部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 京阪奈三教育大学連携推進協議会議長
- 二 教職キャリア高度化センター長
- 三 教員養成高度化センター長
- 四 次世代教員養成センター長
- 五 各大学が推薦する教職員 各2名

2 前項第五号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(部会長)

第4条 推進部会に部会長を置き、京阪奈三教育大学連携推進協議会議長をもって充てる。

2 部会長は、推進部会を招集し議長となる。

(代理出席)

第5条 推進部会は、第3条第1項第二号から第五号の委員の代理として当該大学の学長が指名した者の出席を認めることができる。

(委員以外の出席)

第6条 推進部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務の処理)

第7条 推進部会に関する事務は、京阪奈三教育大学連携推進協議会議長大学において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進部会の運営に関し必要な事項は、京阪奈三教育大学連携推進協議会が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成25年6月3日から施行する。
- 2 第3条第1項第二号から第四号に掲げる委員は、連携拠点が設置されるまでの間、当該連携拠点を置くこととなる大学の学長が指名した者をもって充てることとする。